生活援助中心型の訪問介護サービス利用判定のフローチャート

訪問介護サービスのうち、同居家族がいる方への生活援助は原則提供することができません。
ただし、
（１）利用者の家族等が障害や疾病の場合

（２）利用者の家族等に障害や疾病がなくてもやむを得ない事情により家事が困難な場合で、ご家族の状況等を確認したうえで、利用が可能となる場合があります。
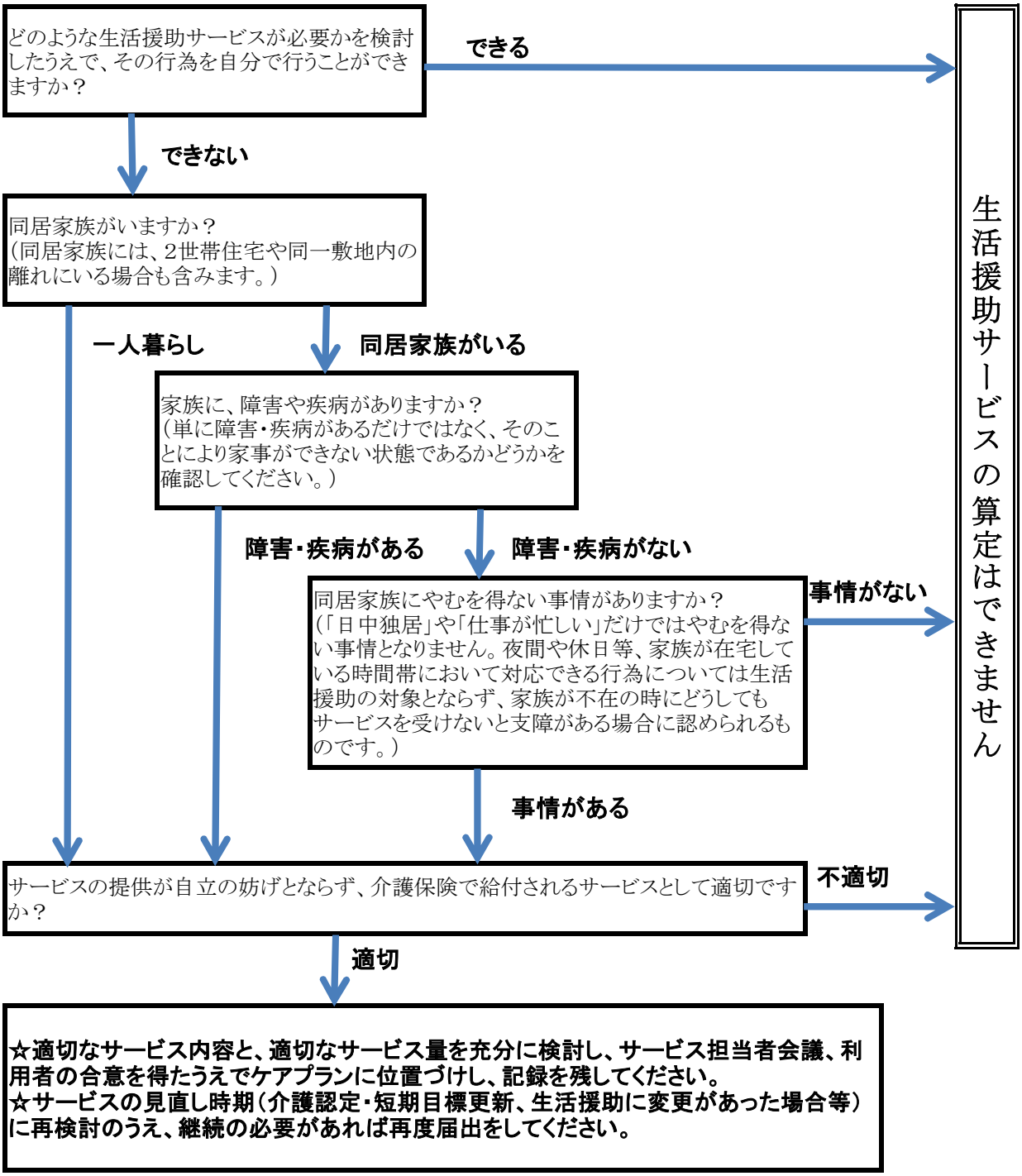
▼ 下記のフローチャートを参考に判断してください。